

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の一部効力を停止する行政処分を行いました。

1 施設の概要

施設名 : 特別養護老人ホームプリメーロ女池
運営法人 : 社会福祉法人修愛会
所在地 : 新潟市中央区女池5丁目2番14号
事業種別 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 処分内容

- (1) 6か月間の新規入所者の受入停止
- (2) 6か月間の介護報酬請求上限8割（報酬2割減）

3 処分理由

- (1) 要介護者に対する人格尊重義務（法第78条の4第8項）違反
平成26年9月から同年11月までの間、当該施設の介護職員（以下「元職員」という。）は、複数の入所者に対し、叩く、殴るなどの身体的虐待を行った。
- (2) 要介護者に対する人格尊重義務（法第78条の4第8項）違反及び高齢者虐待の防止等のための措置（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第20条）の不備
施設管理者は、平成26年10月24日の元職員による入所者の顔面を拳で数回殴る虐待行為によりできた左眼の痣について、全治約25日間を要する見込みの左眼瞼打撲等にも関わらず、その原因の究明を十分に行わず、速やかな医療機関への受診や積極的な家族への説明等必要な措置を講じなかった。結果として、同年11月3日の元職員による同一入所者の胸部を拳で多数回殴る虐待（加療約4週間を要する見込みの胸骨骨折の傷害）を防ぐことができなかった。
また、平成23年12月1日の施設開設以来、平成26年12月15日まで虐待防止のための研修を実施せず、高齢者虐待防止のための措置を講じなかった。
- (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等義務（虐待防止法第21条）違反
施設管理者は、上記平成26年10月24日及び同年11月3日の虐待行為について、高齢者虐待の疑いがあったにも関わらず、自ら市へ通報を行わなかった。

4 効力停止期間

平成27年9月1日から平成28年2月29日まで